

第三者評価結果

事業所名：明日葉保育園鷺沼園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、児童福祉法及び保育所保育指針に則り、法人が掲げる保育理念、保育方針や保育目標に沿って、園長と主任が作成しています。全体的な計画には、理念・方針・目標を実現するために社会的責任、人権尊重、説明責任、情報保護、苦情処理、解決の5つの具体的方法を掲げ、子どもの心身の発達や地域の実態を考慮した内容になっています。年度末に振り返り、次年度の作成につなげています。今後は、職員会議などで意見を集約し、職員が参画して作成されることが期待されます。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>園内はエアコン、空気清浄機、扇風機などを使用しながら適切な環境を保っています。また、部屋が乾燥する冬季には、濡れたタオルを使い湿度を保つ工夫をしています。広い廊下は、窓からの陽光を十分に取り入れることができます。衛生管理マニュアルや消毒マニュアルを作成し、職員全員が交代で、毎日の掃除や消毒を徹底しています。寝具は0歳児は貸し布団、1歳から5歳児は簡易ベットを使っており、布団は天日干しをしています。子どもの動きや保育内容に応じて棚やパーテーションなどの配置を変えています。1階に0～1歳児、2階に2～5歳児と年齢ごとに部屋が配置されており、食事は、各部屋で取り、午睡時は2～5歳児は扉をあけてワンフロアにし、カーテンを開け豆電球をつけて、子どもの顔が見えるようにして見守っています。手洗い場やトイレは、清掃が徹底されており、手洗い場には2歳児のために踏み台が用意されています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>入園時に保護者から提出された書類などから生育歴や家庭状況を把握し、児童票に記載して全職員に周知しており、職員は子ども一人ひとりの発達を把握し、共有しています。年間指導計画には「保育者の援助」として「保育士などが仲立ちとなり、思いやりの気持ちを育む」「友達との関わりが深まってくる反面、けんかも多くなるので、保育士などは見守りながら子どもの話によく耳を傾ける」など具体的に記載されています。職員は、子どもが心地よく意欲的に過ごせるように、自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちを汲み取り代弁しながら、寄り添った保育を大切に、約束を守れなかった子どもを責めるのではなく、守れた子どもをほめるなどプラスの言葉かけをするように話し合っています。また、子どものやりたい気持ちを大切に、せかす言葉や制止させる言葉を用いないようにして温かく見守っています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>年間指導計画に「身の回りの始末などを進んで行おうとする」「使ったものを片づけたり、脱いだ服をたたむなどの生活習慣をしっかりと身につけていく」など年齢ごとに身につけてほしい基本的な生活習慣を具体的に記載しています。おむつが濡れているときはおむつを替える心地よさを伝え、排せつできたら自信につながるような声かけをしていくなど、保育士は子どものやりたい気持ちを大切に、子ども一人ひとりの思いに寄り添い、温かく見守っています。また、子どもの気持ちが不安定な時は、職員が連携して個別に対応しています。保育士は、子どもに手を洗わないとどうなるのか丁寧に説明し、手洗いの必要性に気付けるようにするなど、子どもが生活習慣を身につけることの大切さを理解できるようにしています。</p>	

【A5】 A-1-(2)-④
子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

<コメント>

子どもは、クラスのおもちゃを自由に使うことができ、他のクラスのおもちゃも保育士に伝えて借りることができます。「からふるデー」は、保育者がコーナー遊びを用意し、3~5歳児のクラスの垣根を超えて好きな遊びを好きな友だちと体験できます。また、体操教室が苦手な子どもには、保育士が体操コーナーを担当し、楽しみながら取り組むことで体操教室にスムーズに進めるよう援助しています。園庭だけでなく、近隣の公園に毎日のように散歩にでかけ、約束事を守り、自然に触れる機会となっています。5歳児には、川崎市交通安全教室による、交通ルールの話をしています。夏まつりは、コロナ禍で保護者が参加できなかったため、子どもたちで作る、売る、買うを担当して楽しみました。制作活動では子どもたちのアイデアを取り入れて発展させるようにしています。

【A6】 A-1-(2)-⑤
乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

0歳児は、単独の部屋で落ち着いた環境を設定し、月齢や体調により、午前睡や授乳など一人ひとりに合わせて柔軟に対応しています。0歳児は、担当や非常勤を固定し応答的関わりで愛着関係を持てるようにし、安心して生活ができるようにしています。0歳児は、遊びが次々と変わる年齢なので、おもちゃを成長段階によって入れ替え、保育士の歌をまねたり、リズムに合わせて体を動かすなど、室内でも体を動かして遊んでいます。また、毎日のように園庭や近隣の公園を散歩し、歩ける子は順番に歩き、落ち葉を拾うなど自然に触れて楽しんでいます。離乳食は、栄養士または保育士が保護者と随時面談を行い、離乳食ガイドブックを渡し、迎え時に実際に離乳食の形状や量などを見てもらったりして保育士、栄養士と連携を取りながら進めています。保護者とは、連絡用アプリでの連絡帳や送迎時の会話などで細かく子どもの様子などを伝え、コミュニケーションを図っています。

【A7】 A-1-(2)-⑥
3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

1歳以上3歳未満児は、自我が芽生える時期であることを踏まえ、保育士は子ども同士の関わりを見守り、状況に応じて、友だちへの声かけを援助するなどの関わりをしています。また、保育士が遊びに加わり、ままごとやブロックなどの遊びを通して友だちとのごっこ遊びに展開できるようにしています。保育士が見守りながら、子どもたちは、廊下から調理室や隣のクラスをのぞいてみたりと自由に遊んでいます。また、活動に乗り気でない子どもの気持ちにも寄り添い、別の遊びを設けるなどの配慮をしています。朝夕の合同保育では、異年齢の子どもやほかの保育士との関わりが持てるようにしています。連絡帳や送迎時の会話などから、家庭や園での子どもの状況を共有し、子どもたちの成長を援助しています。また、コロナ禍で送迎時の保護者対応を玄関や廊下までなどと随時変更しています。

【A8】 A-1-(2)-⑦
3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

保育方針に「異年齢の関わり、いろいろな友だちと遊ぶ楽しさを経験する」を掲げています。3歳児は「友だちとの関係の中で決まりの大切さを保育士の仲立ちを通して、相手の気持ちに気づく」ことを保育内容に明記しており、ルールのある椅子取りゲームやフルーツバスケットなどの遊びに取り組んでいます。4歳児は「集団遊びや遊具を共有しながら友だちと楽しく遊ぶことで、相手の気持ちを理解しながら行動する」ことを保育内容に明記しており、一人で遊んでいたブロックで友だちと動物園を作るなどの遊びに取り組んでいます。5歳児は、「友だちとの関わりの中で共通の目的を見出し、協力して物事をやり遂げようとする」ことを保育内容に明記しており、2月の生活発表会に向けて皆で考えながら劇に取り組んでいます。保護者には、クラスだよりや連絡用アプリの写真ドキュメンテーションで発信しています。

<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 事業計画書に障がい児の受け入れにあたり、職員の加配や個別指導計画をたて、保護者と連携すると記載し、「共に育ちあう豊かな統合保育について」の考え方や取組を具体的に明記しています。園舎は、1階は廊下も広くバリアフリー構造となっており、多機能トイレを設置して、車いすでの使用も可能となっています。個別の指導計画を作成して、クラスの指導計画と関連付け、一つ下のクラスで過ごすなど子どもの状況と成長に応じた保育を行っています。保護者と個人面談を重ねながら、子どもの状況を聞き取り、職員は情報共有しています。園の嘱託医や川崎市西部地域療育センターなどに相談し、助言を受けています。職員は、県や区主催の障害児研修を受講して知識や情報を得ています。保護者には、クラス懇談会で障害のある子どもの保護者の意向を聞き、子どもの状況を説明しています。</p>	
<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 7時～7時半、18時～は1階の1歳児の部屋で合同保育を行っています。7時半～8時半、16時～18時は、2階で2、3歳、4、5歳が合同で過ごしています。また、合同保育の時間は、パーテーションなどでコーナーを分け、それぞれの遊びが安心して楽しめるようにしています。おやつ終了後の自由遊びの時間は、1歳児の部屋でクッションやマットの上で寝転がったりとゆったり過ごすことができます。18時以降はお茶とおにぎりなど軽食を提供し19時以降には希望に応じて、夕食を提供して長時間保育に対応しています。送迎時の会話や連絡帳などを使い、保護者と連携を取っています。コロナ禍で送迎時の話が十分できない場合は、電話で連絡をとることもあります。引き継ぎ内容は、記録簿に記入して遅番や担当職員、保護者に伝えています。職員は昼礼や職員会議を通して子どもの情報を共有しています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 全体的な計画に小学校との連携を具体的に記載し、園長は近隣の5つの保育園と鷺沼小学校など4つの小学校を訪問し、授業参観や意見交換を行っています。コロナ禍で学校見学が中止になっているので、散歩で小学校の周りを保育士が説明しながら見学したり、交流がなく、運動会の見学を学校と話し合っています。また、地域の5つの保育園の年長児交流も中止になっているので、公園で1つの園の友だちとドッチボールなどができないか検討しています。職員は、園長、主任確認のもと、保育所児童保育要録を作成し、小学校に提出しています。また、個別に伝えたいことは、電話で説明しています。従来は、第一子の子どもが小学校入学を迎える保護者に対して、保護者会の終了後、小学校に在学中の保護者に協力を求め、不安な点などについての説明会を開催していましたが、コロナ禍で中止となっています。保護者が安心して入学を迎えられる取組を工夫して実施されることを期待します。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 健康管理マニュアルをもとに、園長や看護師などによる入園前面談で、子どもの健康状態を把握し、職員に伝えています。子どもの体調悪化やけがなどが発生した時は、病気対応マニュアルや事故対応マニュアルに則り、応急処置や保護者、関係機関への連絡などの対応を行い、次の日の登園時に必ず事後確認を行っています。職員は、子どもの健康状態などに関する情報など、出勤時に保健日誌とヒヤリハット報告書を必ず確認し、昼礼で共有しています。保健計画を作成しています。保護者には、入園前面談時には、園長と看護師などから健康管理やSIDSについて説明し、毎月発行の保健だよりで感染症状況などについて伝え、園内に掲示しています。0歳児担当の職員は事前にSIDSについての研修に参加し、知識や情報を得ており、午睡時には、基本にもとづくプレスチェックや午睡チェック用ボタンセンサーを使って事故防止に努めています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 年3回の嘱託医による健康診断（乳児は毎月1回）や年1回の歯科健診、毎月の身長・体重測定や年2回の胸囲や頭囲測定の結果は、看護師が記載する健康記録表、すこやか手帳に記載し、職員や保護者に周知しています。職員は看護師記載の保健日誌から、子どもの健康状態を把握しています。健康診断や歯科健診の結果によっては、看護師から口頭で伝え理解を求めることがあります。健康診断や歯科健診の結果を健康管理年間計画に反映させた保育を行っています。虫歯予防デーには歯磨きの大切さについて、健康集会では手洗いの重要性や必要性について、また、うがいの種類と違いについての保健指導を行っています。</p>	

<p>A-1-(3)-③ 【A14】 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
---	---

<コメント>
アレルギー対応マニュアルを作成し、除去食申請書と除去食申請書に対する主治医意見書のもと、対応しています。園長、栄養士などが保護者の相談にのり、子どものアレルギーの情報を共有して、代替・除去などの対応に努めています。除去食の提供の際は、状況に応じて器材なども分け、別工程で調理しています。食事は、担当が直接取りに行き、複数で確認して受け取り、テーブル、食器、台ふきを分けて提供しています。また、毎月栄養士が献立の確認を行い、これまで食べたことのない食物が給食にないか家庭でもチェックしてもらい、誤食防止に努めています。職員は市や区が行う外部研修に参加し、アレルギーの対応や理解を深めています。入園の際に配布する「園生活のしおり」にはアレルギーなどへの対応として、除去食申請書、除去食申請書に対する主治医意見書について記載し、個別に相談にのり家庭と連携しながら対応することが書かれています。

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a

<コメント>
全体の計画に食を営む力の基礎について明記し、月案に食育について具体的な計画が書かれています。コロナ禍でも会話しながら楽しく食事がとれるように、パーテーションを置いて、感染予防をしています。食器は、子どもが喜ぶ絵柄の陶器を使い、手づかみからスプーンやフォーク、箸を使うタイミングを見計らいながら家庭と連携して進めています。また、栄養士が箸の持ち方の指導、豆はこびゲームなどで練習を行っています。担当職員が配膳前に子どもに合わせて量を加減し、5歳児は自分から完食をめざして量を加減しています。初めての時は食べられなくても、二度目には食べられる場合があるとの理由から、月に2回のサイクルメニューとしています。食べ物列車や野菜を育てる、クッキングなどを取り入れ、食についての興味を持てるようにしています。栄養士が毎月給食だよりを発行し、食育などについて伝え、ホームページで食育の様子動画の動画を発信しています。

<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a
--	---

<コメント>
0歳児は、発達状況に合わせて、食材の刻み方や離乳食の進め方を調整しています。月1回の給食会議で好き嫌いの状況や箸の持ち方の状況などを話し合っています。5月のこどもの日には、ご飯をこいのぼりの形に型抜きをしたり、旬の材料を使うなど、季節感のある献立となるよう配慮しています。異文化交流の参加型プログラム「あしたばドア」と連動させ、海外のメニューを取り入れていています。また、給食室と、食育プログラム「PAKUTTO」と連動させ、オリジナルキャラクターを使ってクイズで野菜について楽しく伝えるなど様々な食育を行っています。新しいメニューの時や感染症が発生している時などには、栄養士や調理士が子どもたちの食事の様子を見回り、状況を確認しています。衛生管理マニュアルをもとに、衛生管理を適切に行っています。また、個人衛生点検表を作成し、職員個人の衛生状況を確認しています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a

<コメント>
アプリの連絡帳で0歳児は毎日、1～5歳児は、必要に応じてやり取りを行い、必要なことは送迎時に口頭で伝えてコミュニケーションを図っています。コロナ禍のため保護者会は実施していませんが、保育園の意図や保育内容について理解を得るため、個人面談を行い、個別に伝え、たよりに記載しています。生活発表会などに参加してもらい、子どもの成長を共に感じられるようにしています。コロナ禍の運動会で、4、5歳児は個別に時間を分けて行いました。また、お楽しみ会は、0才～3歳児の親子参加で行いました。家庭の状況や保護者との情報交換の内容は、面談記録に記録されています。

A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a

<コメント>
アプリの連絡帳で0～2歳児は毎日、3～5歳児は、必要に応じてやり取りを行い、必要なことは送迎時に口頭で伝えています。また、必要に応じて電話で直接話をするなど、保護者との信頼関係の構築に努めています。保護者から相談があった時は、保護者の要望を聞き、面談日や場所などを決めていきます。平日が難しい場合は土曜日に面談することもあります。相談があった時は、まず子どもの様子を見て、担当だけでなく他の職員にも意見を聞き、基本的には園長から回答しています。相談内容や結果は、適切に面談記録に記録されています。

【A19】 A-2-(2)-②
家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

a

<コメント>

虐待防止マニュアルを作成し、毎日の着替え時や乳児のトイレの時、身体測定の際に視診を行い、子どものケガやあざなど様子を確認しています。子どもの様子に変化があり、虐待を疑う場合は、園長や主任に報告し、再度子どもの様子を確認し、必要に応じて宮前区保育総合支援担当に相談しています。虐待が疑われる子どもの衣類の汚れなどを確認し、保護者には送迎時に何気なく話しかけるなど、気持ちに寄り添いながらフォローしています。職員は、昼礼や職員会議で情報を共有し、県や区の外部研修に参加し、知識を深めています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

第三者評価結果

A-3-(1)-①
【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

b

<コメント>

職員は、年間指導計画や週案などの振り返りや評価の記録などをふまえ、自らの自己評価を年2回実施しています。自己評価の項目は、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程に配慮したものとなっています。職員は、保育の語り合いや、法人の保育の質の向上を目指した全体研修のオンライン・ドキュメンテーション発表会に参加することで、互いの学び合いや意識の向上、保育の改善につながっています。園全体の自己評価は年度末に行っています。今後はさらに、職員の自己評価結果に基づき、意見交換を行うなどして園の自己評価につなげていくことが期待されます。